

申 請

平成24年8月20日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

茨城県知事
橋 本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成24年7月5日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。
高萩市において産出された茶(二番茶以降)
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

高萩市で産出される二番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

| | 品 目 | 地点(※) | 採取日 | 測定結果 |
|-----|----------|-------|----------|----------------|
| | | | | 放射性セシウム(Bq/kg) |
| 高萩市 | 二番茶(飲用茶) | 高萩市① | H24 8/10 | 3.3 |
| | | 高萩市② | | 4.3 |
| | | 高萩市③ | | 3.7 |

(※)

検査地点の選定方法

高萩市は、本県の北東部に位置し、東側は太平洋に面し、西は多賀山地が連なり、その間を花貫川と関根川が流れ、渓谷をつくっている。

茶については栽培と販売を併せて行う農家が1戸(1ほ場)ある。今回のほ場は、当該農家の茶園から3カ所を選定した。

なお、高萩市において、平成23年度はモニタリング検査を実施していない。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、この茶園内3カ所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である高萩市は、栽培及び販売を併せて行う農家が1戸ある。

これまでに、23年産茶については茶葉をすべて処分した。24年産にむけては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、23年及び24年に深刈り等を実施するとともに、工場への入荷先の記録に加え、出荷先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉を可能としてきた。

また、高萩市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、このほかに食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

また、すでに出荷制限が解除された古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町、大子町、常陸大宮市、常陸太田市、城里町、那珂市、石岡市、鉾田市、水戸市の1

3市町及び今回解除申請する高萩市の計14市町を除く茨城県下30市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないよう、当該市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

さらに、当該市町から生産された荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

- 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。

高萩市における検査地点



